

緊急事態宣言解除後の生涯学習等の対応について

1. 生涯学習について

(1) 体育施設、武蔵野プレイス、市民会館については、令和3年3月18日付「段階的緩和期間における東京都の対応」に基づき、3月23日（火）から3月31日（水）までの期間について、以下のとおり対応する。

・原則21時で閉館する。ただし、夜間の部を予約済みの利用者については利用の自粛を促す。

・市及び生涯学習振興事業団主催の体育施設におけるスポーツ教室等の事業について、安全に配慮し再開する。

(2) 学校施設開放は、屋外について4月1日から利用時間を21時まで延長する。また屋内（体育館及び武道場、四中プール）について、体育館及び武道場は入学式終了後、四中プールは4月12日以降利用を再開する。